

建設工事の契約に伴う契約保証金について

建設工事の契約において、契約金額が100万円を超える契約を締結する場合は、本市の財務規則の規定に基づき、原則として契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付していただきます。

ただし、契約金額が500万円未満のとき、過去の実績により契約保証金が免除となる場合があります。

1 実績により、契約保証金が免除となる条件

契約金額が500万円未満で次に該当する場合

契約者が過去2年間に市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類（土木系の工事又は建築系の工事）及び規模をほぼ同じくする契約（今回の契約金額の70%以上の契約）を2回以上にわたって誠実に履行した実績（※）を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと市長が認めたとき。（財務規則第124条第4項第3号）

※ 竣工済の工事を実績とみなします。

<該当する場合の手続き>

契約締結時に次の書類を提出してください。

実績を示す書類として、契約書の写し（※） 2件分

※ 工事名、契約金額、契約期間、契約日、発注者及び受注者等が確認できる部分

2 1に該当しない場合

契約締結時に次の書類を提出してください。

- (1) 契約保証金を現金で納付する場合（契約管財課で納付書を発行するのでご連絡ください。）
松本市納入通知書兼領収書（金融機関の領収日付印のあるもの。）の写し
（納付した契約保証金は、工事竣工確認後にお返しします。竣工検査完了後に「契約保証金返還請求書」を契約管財課に提出してください。）
- (2) 担保を提供する場合
金融機関がする保証又は前払金保証事業会社がする保証等の原本（預り証を発行します。金融機関の保証書は、竣工確認後にお返しします。）
- (3) 履行保証保険契約等を締結する場合
履行保証保険契約による保険証券又は工事履行保証契約による工事履行保証証券の原本

いずれも契約締結（落札決定日を含め平日で5日以内）までに行う必要があります。

3 その他

不明な点がございましたら、担当までご連絡ください。

松本市役所財政部契約管財課契約担当
（工事担当）
電話：34－8301（直通）